

委 託 契 約 書

愛媛県（以下「甲」という。）と
次の条項により契約を締結する。

（以下「乙」という。）とは、

（委託事業の内容）

第1条 甲は、令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務（以下「委託業務」という。）を別添令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務仕様書により乙に委託し、乙は、これを受諾する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約を締結した日から令和7年2月25日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲はこの契約の目的物を自由に使用し、又はこれを利用するにあたり、その内容等を変更することができる。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書（様式第1号）を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（事業計画の変更）

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に、事業変更計画書（様式第2号）を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、事業経費相互間の20%以内の流用については、この限りでない。

（調査等）

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

- 第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して実績報告書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行い、その結果を乙に通知することとする。
 - 3 前項の検査の結果、不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払)

- 第11条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、委託料の支払を委託料請求書（様式第4号）により、甲に対して請求するものとする。
- 2 甲は、請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に委託料を支払わなければならない。
 - 3 甲は、請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受領する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(前金払)

- 第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の全部又は一部を前金払いすることができる。
- 2 乙は、前金払いを受けようとするときは、委託料前金払請求書（様式第5号）により、請求するものとする。

(支払及び検査の遅延)

- 第13条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に委託料を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。
- 2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間（次項において「遅延期間」という。）の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。
 - 3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。
- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 委託業務を遂行することが困難であるとき。
 - (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、

顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。) 又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。) が、暴力団員等 (愛媛県暴力団排除条例 (平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。) と認められるとき。

- (4) 乙が暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (8) 乙 (ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。) が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令 (以下「排除措置命令」という。) を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令 (以下「納付命令」という。) を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条 (独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。) の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員 (一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき (これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。))。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

- 2 乙は、委託業務の関係書類を委託事業完了の年度の翌年度から起算して、5 年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため別添に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）及び遅延防止法によるもののほか、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲（委託者） 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事

乙（受託者）

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法 人 名

代表者職氏名

印

令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務事業計画書
年 月 日付けで契約を締結した令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の計画
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施場所
- 4 収支予算書（別紙のとおり）

注 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該計画書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要である。

本件責任者

（所属・職氏名・電話番号）

本件担当者

（所属・職氏名・電話番号）

別紙

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予算額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法 人 名

代表者職氏名 印

令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務事業変更計画書
年 月 日付け第 号で承認のあった令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務事業計画書を下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- 注1 変更の内容及び理由は、できる限り詳細に記入すること。
2 経費の内容の変更を行う場合は、予算書の新旧対照表を添付すること。
3 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該計画書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要である。

本件責任者

（所属・職氏名・電話番号）

本件担当者

（所属・職氏名・電話番号）

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法 人 名

代表者職氏名 印

令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務実績報告書
年 月 日付けで契約を締結した令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の実績
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施場所
- 4 成果物提出年月日及び部数
- 5 収支決算書（別紙のとおり）
- 6 その他

注 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該報告書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要である。

本件責任者

（所属・職氏名・電話番号）

本件担当者

（所属・職氏名・電話番号）

別紙

収 支 決 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決算額	備 考
小 計		
消費税及び地方消費税の額		
合 計		

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法 人 名

代表者職氏名 印

令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務委託料請求書
年 月 日付けで契約を締結した令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務に係る委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 _____ 円也

内訳	委 託 料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今 回 請 求 額	金	円也

注 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該請求書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要である。

本件責任者

(所属・職氏名・電話番号)

本件担当者

(所属・職氏名・電話番号)

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

法 人 名

代表者職氏名 印

令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務委託料前金払請求書
年 月 日付けで契約を締結した令和6年度自動車騒音常時監視調査評価委託業務に係る委託料について、委託契約書第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳	委 託 料 金	円也
	今 回 請 求 額 金	円也
	残 額 金	円也

注1 前金払を必要とする理由書を添付すること。

2 押印を省略する場合は、愛媛県会計規則第188条第2項に定める要件を満たすこと（本件事務を担当する者（以下「担当者」という。）及び本件事務の責任者の職氏名及びこれらの者の連絡先を下記記載欄に記載し、担当者は当該請求書を電子メールにより県の複数の職員及び担当者の上司に送付すること。）。押印を省略しない場合は、下記記載欄への記載及び電子メールの送付は不要である。

本件責任者

（所属・職氏名・電話番号）

本件担当者

（所属・職氏名・電話番号）

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、

- 甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

- 第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

- 第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。